

## 申告受付日程表

2月16日(月)から受付開始、3月16日(月)まで

2月16日(月)から3月16日(月)の期間に申告の受付を行います。

また、下記日程では出張受付も実施しますが、出張受付の実施日は人手が少なくなるため、**本庁舎での受付時間を下記のとおり限定させていただいております。**

可能な限り対象地区の会場での申告にご協力をお願いします。

日程期間中に会場へ来ることが難しい方や申告書をご自分で作成される場合は郵送でも受け付けしています。

※町県民税申告書の全戸配布は行っておりません。

郵送にて申告される方は、申告書をお送りしますので、税務班までご連絡ください。

| 日 時                                | 会 場                           | 対象地区                                                           | 本庁舎受付<br>可能時間   |
|------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2月17日(火) 9:30~11:30                | 天坪公民館                         | 戸手野・本村・峰・馬瀬・久壽軒・<br>北川二区・北川一区・枯谷                               | 13:00~<br>16:30 |
| 2月18日(水) 9:30~11:30<br>13:00~15:00 | 岩原部消防屯所                       | 永淵・柳野・大砂子・大久保・筏木・<br>西峯三谷・岩原                                   | 本庁<br>受付なし      |
| 2月19日(木) 9:30~11:30                | 複合集会所ひだまり                     | 野々屋・土居・久生野・大畑井<br>沖・蔭・柚木                                       | 15:00~<br>16:30 |
| 2月20日(金) 9:30~11:30<br>13:00~14:00 | 東豊永公民館                        | 大平・大滝・落合・川井・高原・中内・<br>三津子野・怒田・南大王・八畝・立野・西川・<br>粟生              | 本庁受付<br>なし      |
| 2月24日(火) 9:30~11:30<br>13:00~14:00 | 豊永公民館                         | 西土居・佐賀山・安野々・西久保・川戸・<br>連火・下桃原・上桃原・東土居・八川                       | 本庁受付<br>なし      |
| 2月25日(水) 9:30~11:30                | 中和・刈屋多目的集会所                   | 立川三谷・中央・刈屋・中和・仁尾ヶ内                                             | 14:00~<br>16:30 |
| 2月25日(水) 14:00~16:30               | 役場(第一会議室)                     | 谷・川口・一の瀬                                                       |                 |
| 2月26日(木) 9:00~11:30<br>13:00~16:30 | 役場(第一会議室)                     | 津家・葛原・川口南・敷岩・穴内一・<br>穴内二・穴内三・磯谷・尾生                             | 同左              |
| 2月27日(金) 9:00~11:30<br>13:00~16:30 | 役場(第一会議室)                     | 杉・小川・高須・日浦・大王上・大王下・<br>檜生                                      | 同左              |
| 3月3日(火) 9:00~11:30<br>13:00~16:00  | 総合ふれあいセンター<br>(1階・旧トレーニングルーム) | 和田・目付・上東・中屋・黒石・東庵谷・<br>西庵谷・船戸・大田口・石堂・西梶ヶ内・<br>奥大田・西寺内・東寺内・東梶ヶ内 | 本庁受付<br>なし      |
| 3月8日(日) 9:00~11:30<br>13:00~16:30  | 役場(第一会議室)                     | 全地区                                                            | 同左              |

上記以外の開庁日については税務班にて受付を行います。

問い合わせ先 住民生活課 税務班 宮内

# 税

## の申告 について

税の申告は町県民税だけでなく各種証明書の発行や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の算定に必要なものです。申告がなければ保険税の軽減判定の対象外になるなどの不利益になる場合がありますのでご注意ください。

### 申告が必要な人

・令和8年1月1日現在、大豊町に住民登録のある人で、次の所得がある人

- ①事業所得(農業・営業)・不動産所得
- ②雑所得(個人年金や生命保険の満期金、報酬、謝礼等)
- ③年金所得のみで、年金で控除しているもの以外に追加の控除がある人(扶養控除、生命保険料控除等)

### 申告しなくてよい人

- ・確定申告書を税務署へ直接提出する人
- ・一か所からの給与所得のみで年末調整済みの人
- ※公的年金所得のみで、控除等の追加がない方の申告は不要です。

年金・給与所得のみの方で、扶養・配偶者控除等追加がある方は申告をお願いします。

※収入がない方も、収入がなかった旨の連絡をお願いします。

※給与収入がある人で、勤務先から給与支払報告書の提出がない方も申告が必要です。

※不動産、株式などを売却した時の譲渡所得は南国税務署へ申告してください。

事前に整理していただいた資料をもとにシステムへ入力し、申告書を作成します。

次の①~④の関係書類の整理や計算を行っていただくなど円滑な申告相談にご協力ください。

- ①事業所得(農業・営業等)、不動産所得のある人…収支内訳書  
(事前に1年間の収入や必要経費を整理して記入をお願いします。)
- ②医療費控除のある人  
治療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに領収書を整理し、支払った医療費の合計を事前に集計してください。
- ③前年に確定申告された方で、利用者識別番号を持っている人…その番号が分かるもの
- ④マイナンバーカード  
マイナンバーカード、または通知カード及び写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。  
扶養控除を受ける場合、扶養する人のマイナンバーを確認できるものも持参してください。

※お願い※

特に、“事業所得がある方の経費等の整理”や“医療費控除を受けたい方の領収書等の整理”に例年時間を要することから、ご自身で整理したうえでご来場ください。(整理されていない場合は、再度来庁をお願いすることもあります。)

### 各種控除を受ける場合の必要書類

|            |                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保険料控除    | 申告者および生計を共にする配偶者や親族に係る保険料(国保税、後期高齢保険、介護保険、国民年金など)の納付・控除証明書または領収書                       |
| 生命保険料控除    | 申告者および扶養家族名義の生命保険料・個人年金保険料支払証明書                                                        |
| 地震保険料控除    | 地震保険料・旧長期損害保険料支払証明書                                                                    |
| 医療費控除      | 医療費の領収書および保険金など補てん金額の分かるもの<br>セルフメディケーション税制を選択した場合は、特定健診や予防接種など一定の取り組みを行ったことを証明する書類    |
| 寄附金控除      | 受領書または証明書<br>※ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方で税の申告が必要になった方は、ワンストップ特例申請した寄付金控除についても申告書に記載をお忘れなく。 |
| 住宅借入金等特別控除 | 年末残高証明書、家屋・土地の登記簿謄本または抄本、家屋・土地の売買契約書、住民票の写しなど(波線部の書類については初年のみ)                         |